

改正 平成 27 年 6 月 17 日

神戸市次世代自動車普及促進補助金交付要綱（以下、要綱という。）第 13 条に基づき、施行について必要な下記の事項について定める。

記

1 補助金の返還

（1）補助対象事業者の神戸市補助金等の交付に関する規則（以下、規則という。）第 19 条に係る遵守期間について

規則第 19 条に規定する補助金の交付決定の一部若しくは全部の取り消しの対象となる期間を別表のとおり定める。

（2）規則第 20 条の規定に基づき補助金の返還を求める場合は、規則第 19 条に該当すると認められる時から、交付した補助金のうち別表「規則第 19 条に係る遵守期間」に相当する分を月単位で算出（千円未満切捨て）し、期限を定めて返還させるものとする。

この場合、別紙様式による補助金の返還通知書により返還期限を定めて補助対象事業者に通知するものとする。

（3）返還期限は、返還通知日より原則として 30 日とする。

（4）要綱第 10 条（財産の処分の制限）について、補助金の返還を適用する場合も、上記を準用する。

別表 規則第 19 条に係る遵守期間

用途	区分	期間
貨物・特種・その他	最大積載量が 2 t 超	4 年
	上記以外	3 年
乗用		4 年
乗合		5 年

附 則

（施行期日）

この決定は、平成 27 年 6 月 17 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る神戸市次世代自動車補助金交付要綱から適用する。

第 号
平成 年 月 日

様

神戸市長

補助金（一部・全部）返還通知書

平成 年 月 日付 第 号で確定通知した平成 年度神戸市次世代自動車普及促進補助金で、すでに交付した補助金（ 円）について下記のとおり返還されるよう通知します。

記

1 返還理由

2 返還金 一部返還金 円
全部返還金 円

(算定根拠)

円 × (月 / 月) = 円 (千円未満切捨て)

3 返還期限 平成 年 月 日